

改正後	現行
<p style="text-align: center;">医療施設近代化施設整備事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 交付条件 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 診療所 次のいずれかを満たすこと。</p> <p>① 承継に伴う診療所の施設整備 次のアからオのすべてを満たすこと。</p> <p>ア 以下のいずれかの地域に所在し、かつ、事業実施年度の前年度、当該年度、又は翌年度の承継に伴う施設整備であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域 ・ <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新過疎法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域のうち、新過疎法第2条第1項に規定する過疎地域に該当しない地域においては、令和3年度から令和8年度までの間（新過疎法第2条第1項第1号に規定する財政力指数で平成29年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4以下の市町村については、令和3年度から令和9年度までの間）に限り、補助対象の地域とみなす。）</u> ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域 ・ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する地域 ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する地域 ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する地域 ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づく指定地域 ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域 <p>イ～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p style="text-align: center;">医療施設近代化施設整備事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 交付条件 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 診療所 次のいずれかを満たすこと。</p> <p>① 承継に伴う診療所の施設整備 次のアからオのすべてを満たすこと。</p> <p>ア 以下のいずれかの地域に所在し、かつ、事業実施年度の前年度、当該年度、又は翌年度の承継に伴う施設整備であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域 ・ <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する地域（過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）の失効に伴う経過措置については、別に定める。）</u> ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域 ・ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する地域 ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する地域 ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する地域 ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づく指定地域 ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域 <p>イ～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>

